

第1部

序 論

1. 第2期基本計画策定の趣旨

総合計画は、本市の目指すべき将来の姿と、その実現に向けて市民とともに進むべき方向を示したもので、市の最上位の計画として策定するものです。

本市は、平成31年3月に第6次水俣市総合計画を策定し、「経済」「社会」「環境」を統合的に向上させていく視点でのまちづくりを進めるため、基本構想において、「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる 元気なまち 水俣」を目指す将来像に掲げ、その実現に向け、様々な施策を展開してきました。

この間、本市最大の課題である人口減少と高齢化の進行に加え、デジタル社会の急速な進展、脱炭素社会への転換、「持続可能な開発目標（SDGs）※」の社会への浸透、新型コロナウイルス感染症への対応など、本市を取り巻く環境は急激に変化しています。また、令和3（2021）年度からスタートした財政再建に向けた取組によって、悪化を続けていた財政状況は大きくその方向を転換しつつあり、本市が将来にわたって持続可能なまちづくりを行っていくためには、これまで以上に事業の重点化・効率化が必要とされるところです。

今回、第6次水俣市総合計画の第1期基本計画が終了するに当たり、第1期基本計画における事業の成果及び課題を踏まえ、各施策区分や成果指標等を見直すとともに、本市の重要プロジェクトである「3つのビジョン」やデジタル社会への対応などの新たな視点を取り入れた第2期基本計画を策定しました。

今後は本計画に基づき、引き続き目指す将来像を実現していきます。

2. 計画策定の視点

本計画においては、「第6次水俣市総合計画第2期基本計画策定方針」に基づき、次の3つの視点に立ち策定を行いました。

（1）実効性のある計画

第2期基本計画策定の前提となる市の現状や課題について、第1期基本計画における事業の成果等を踏まえるとともに、市民アンケート調査の結果や各種統計資料等をもとに、課題の明確化を図ります。

また、施策の有効性等を適正に評価するため、第1期基本計画に引き続き、施策区分レベルで目標値を設定します。

（2）持続可能な行財政運営を推進する計画

昨今の厳しい行財政環境の下では、行財政資源の配分を重点化することが必要であることから、第1期基本計画に引き続き、特に重点的に実施する施策（3つのビジョンなど）を重点施策として位置付けます。

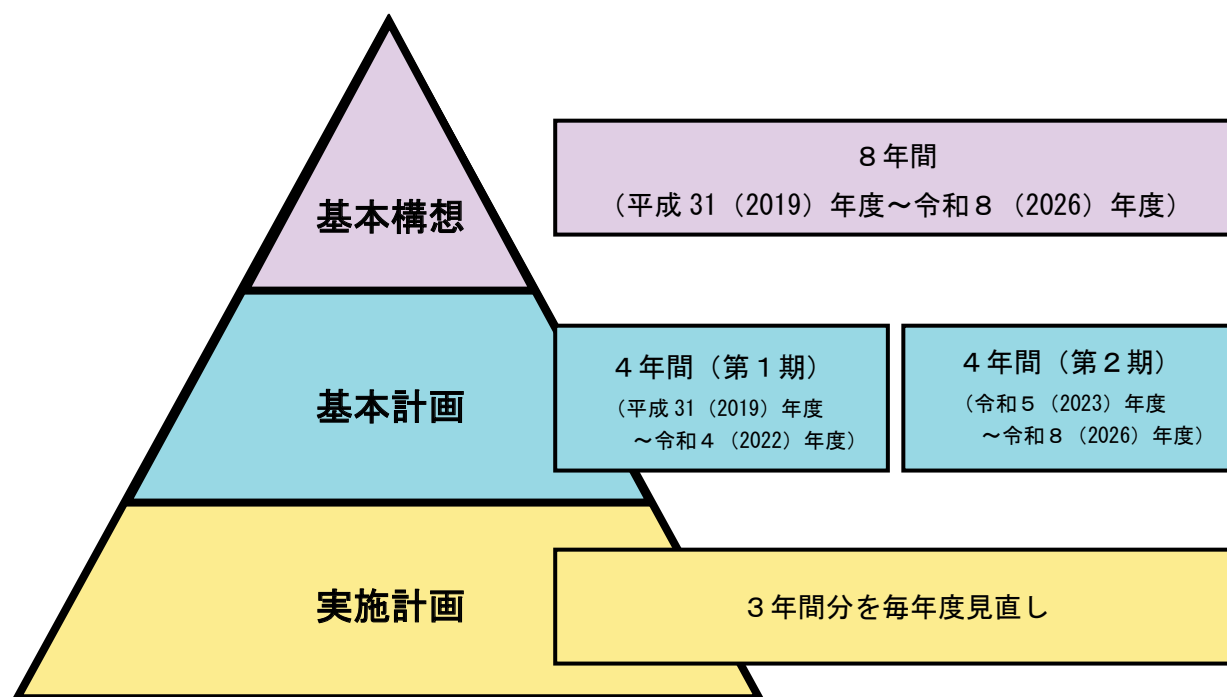
また、第2期基本計画に掲げる施策区分や事業の検討に際しては、第1期基本計画における事業の成果及び課題を踏まえるとともに、デジタル社会への対応などの新たな視点を取り入れつつ、必要な見直しを行います。

（3）市民の声を反映させた計画

第2期基本計画の策定に当たっては、策定審議会や市民アンケート調査、パブリック・コメント※の実施等により、できる限り市民の意見を反映した計画とします。

3. 総合計画の構成と期間

第6次水俣市総合計画は、長期的な方針を示す「基本構想」、中期的な計画となる「基本計画」、短期的かつ具体的な事業計画となる「実施計画」の三層で構成されています。



① 基本構想（基本目標）

本市のまちづくりの基本理念と将来像を示し、その達成に向けて必要な施策を定めた行政運営の指針となるものです。

期間：平成31（2019）年度～令和8（2026）年度（8年間）

② 基本計画（施策）

基本構想に示された将来像を具体化するために取り組む基本的施策を、総合的・体系的に示したものです。

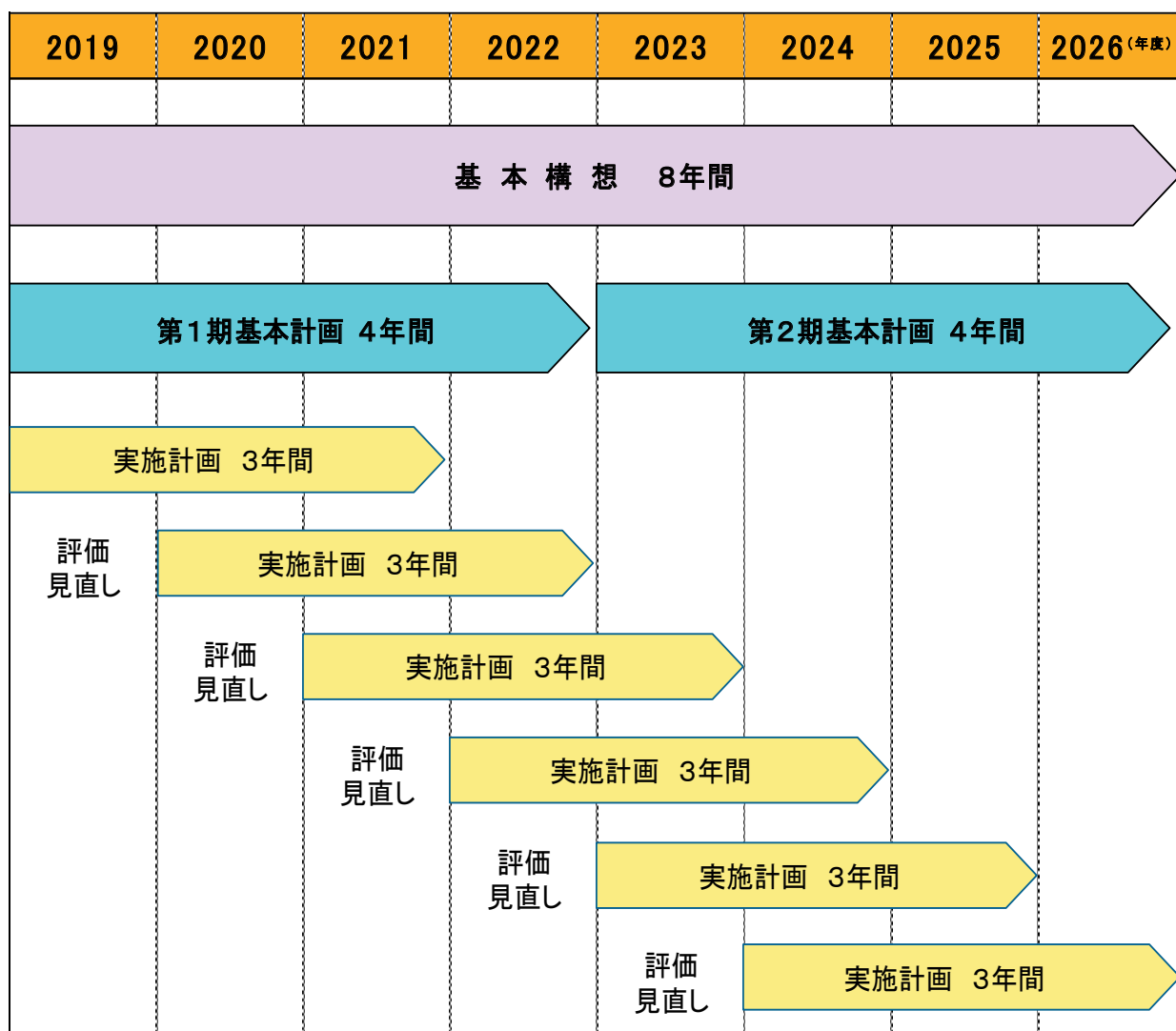
期間：第1期 平成31（2019）年度～令和4（2022）年度（4年間）

第2期 令和5（2023）年度～令和8（2026）年度（4年間）

③ 実施計画（事務事業）

基本計画に定められた施策を効果的に推進するため、具体的な施策・事業の年次計画を定めるもので、社会情勢の変化や財政状況等を踏まえて、毎年度ローリング方式で見直しを行います。

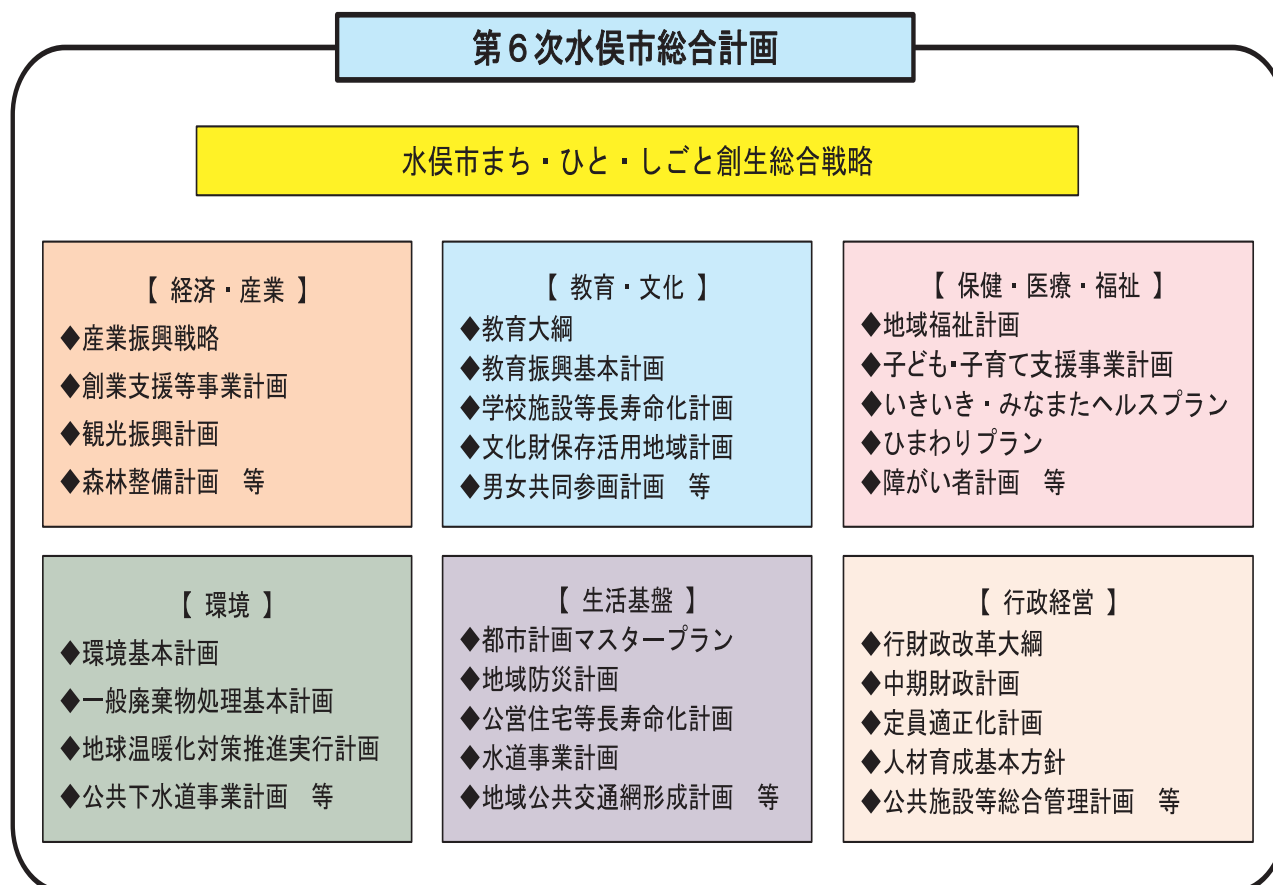
期間：3年間



4. 総合計画と他の計画との関連性

本市では総合計画のほかにも様々な個別計画を策定しています。

総合計画ではまちづくりの基本理念や方向性を示し、個別計画において各分野で取り組む施策等の具体的な内容を定めています。総合計画に即した個別計画を推進することで、目指す将来像を実現していきます。



5. 計画の進行管理

本計画では、第1期基本計画に引き続き施策区分ごとに成果指標を設定し、「PLAN(計画)－DO(実施)－CHECK(評価)－ACTION(改善)」サイクルに基づいた評価・検証を継続的に実施することで、計画を着実に進めていきます。

なお、評価・検証にあたっては、水俣市行政評価実施要綱に基づく行政評価※を実施し、効果的かつ効率的な市政運営に資するとともに、市政の透明性の確保と市民サービスの向上を図っていきます。

6. 水俣市を取り巻く社会情勢と課題

（１）人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は、平成 20（2008）年の 1 億 2,808 万人をピークに減少局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」によると、令和 35（2053）年には総人口が 1 億人を下回ると推計されています。一方で、老年人口は増加を続け、令和 24（2042）年に約 4,000 万人でピークを迎えるものの、高齢化率はその後も上昇を続け、令和 35（2053）年には 38%を超える水準で高止まると推計されており、少子高齢化の一層の進展が懸念されています。

本市においても、人口減少社会を見据え、あらゆる行政サービスや公共施設・インフラにおいて整理・統廃合と効率化を図りつつ、人口減少下にあっても市民一人ひとりの生活がより豊かになり、幸せを感じられる取組を推進していくことが必要です。

（２）ＩＣＴ技術による社会のデジタル化とＤＸの推進

近年のＩＣＴ※の目覚ましい発達により社会のデジタル化が次々と実現し、産業や日々の生活に大きな変革をもたらしています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、外出抑制や人との接触機会の低減策を講じた結果、テレワークやウェブ会議、遠隔診療など、これまでデジタルの活用が進まなかった領域も含めた多くの分野において、急速にデジタル化が進み、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）※の推進が図られています。

行政分野においても、行政手続きのオンライン化・標準化が求められており、国が推進するマイナンバーカードの普及促進に合わせて、利活用シーンを拡大する取組を進めていく必要があります。

（３）地球環境問題の深刻化

地球温暖化、海洋プラスチックによる海洋汚染など、地球規模での環境問題が深刻化し、その問題の解決に向けた取組の重要性が世界共通の認識となっています。

地球環境問題の解決に向けては、今世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにする「脱炭素化」の実現に向けて、気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」の運用が令和 2（2020）年から本格的に始まり、我が国においても、令和 32（2050）年までに、温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル※」を目指すことを宣言しています。

また、ごみの減量化、リサイクルの推進、環境保全活動の推進、省エネルギー対策、新エネルギーの活用等により、限りある資源を有効に活用するとともに、豊かな自然を次代につないでいくために、環境への負荷が少ない循環型社会※を構築していくことが必要です。

本市においても、脱炭素社会・循環型社会の実現に向け、環境に配慮した各種施策をさらに推進していく必要があります。

（４）持続可能な開発目標（SDGs）への社会的関心の高まり

国際連合は、平成 27（2015）年に「誰一人取り残さない」という理念のもと、自然環境や社会環境のあるべき姿を示した世界共通の目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択しました。

我が国においても、国家戦略として「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版」を策定し、その実施方針において、地方自治体に対してもSDGs達成に向けた取組の促進を求めており、SDGsは行政運営における重要な指針の一つになっています。

本市では、これまで取り組んできた環境に配慮した施策や取組を踏まえつつ、「経済」「社会」を加えた三側面の統合的取組により好循環を生み出し、未来にわたって豊かで活力ある地域社会を創造していくとする提案内容が評価され、令和 2 年 7 月に「SDGs 未来都市※」に選定されました。

今後も「SDGs 未来都市計画」に基づき、SDGsの達成に向けて取組を推進していきます。



（５）安全・安心なまちづくり

東日本大震災や熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨災害など、全国各地で自然災害が頻発化・激甚化しており、全国的に防災意識が高まっています。

災害対策においては、国や地方自治体などによる「公助」、自分自身や家族で災害に備える「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」の 3 つがあり、それぞれが災害対応力を高め連携することが被害を最小化する上で重要となります。

また、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方が重要となる中、本市においても関係機関と連携しながら、災害に強いまちをつくっていく必要があります。

なお、近年は、自然災害だけでなく、高齢者交通事故の増加、特殊詐欺や消費者被害など、生活の安全を脅かす事件が発生しており、安全で安心して暮らせる社会にしていくための幅広い取組が求められています。

（６）持続可能な行財政基盤の確立

平成 31 年 3 月に策定した「第 6 次水俣市行財政改革大綱」に基づき、ふるさと納税をはじめとする自主財源の確保、歳出の最適化を進めてきた結果、悪化を続けてきた財政状況は大きくその方向を転換しつつあります。

一方で、高齢化に伴って医療・介護等のサービスをはじめとする社会保障費が今後も増加し続けることが予想されるため、財政再建の手を緩めることなく、取組を継続していく必要があります。

将来にわたって、必要な市民サービスを安定的に提供していくためにも、令和 4 年 8 月に見直しを行った「水俣市中期財政計画」に基づき、職員一人ひとりが市民の視点に立ち、より一層コスト意識を高く持った上で、事業のスクラップ＆ビルド（選択と集中）を推進し、持続可能な行財政基盤を確立していきます。

7. 総合計画とSDGsの一体的な推進

持続可能な開発目標（SDGs）は、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17のゴール及び細分化された169のターゲットから構成されています。

本市が目指す将来像「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち みなまた」は、SDGsの理念を反映していることから、17のゴールを総合計画の各施策に掲載し、推進することとします。

なお、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）は、17のゴールに対する地方自治体の果たし得る役割を次のとおり整理しています。

目標 (Goal)	自治体行政の果たし得る役割
1 貧困をなくそう 	1. 貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに 	2. 飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。 公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を 	3. すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
4 質の高い教育をみんなに 	4. 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5. ジェンダー*平等を実現しよう 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
6 安全な水とトイレを世界中に 	6. 安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

8 働きがいも 経済成長も 	8. 働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーション*を創出することにも貢献することができます。
10 人や国の不平等を なくそう 	10. 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられる まちづくりを 	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエント*で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	12. つくる責任つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3R*の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に 具体的な対策を 	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう 	14. 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさも 守ろう 	15. 陸の豊かさも守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正を すべての人に 	16. 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナリシップで 目標を達成しよう 	17. パートナリシップで目標を達成しよう 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO*／NPO*などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

【用語解説】

用 語	解 説
S D G s	国連加盟193か国が2016年～2030年までの15年間で達成するために掲げた国際目標で、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。
パブリック・コメント	重要な条例・計画等をつくるときに、市が意思決定を行う過程で、市民から広く意見や情報等を募集すること。
行政評価	行政活動を一定の統一的な視点や手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政に反映させる制度のこと。
I C T	コンピューターやデータ通信に関する情報通信技術の総称のこと。
デジタル・トランスフォーメーション(DX)	「デジタルによる変革」を意味し、情報技術の進化に伴って新たなサービスやビジネスモデルを展開することで、社会そのものの変革につなげるといった概念のこと。
カーボンニュートラル	「炭素中立」を意味し、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し(ごみをなるべく出さず)、廃棄物等をできる限り資源として活用し(ごみをできるだけ資源として使い)、適正な廃棄物等の処理(使えないごみはきちんと処分)を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。
S D G s 未来都市	地方創生S D G sの達成に向けて、優れたS D G sの取組を提案する地方自治体として内閣に選定された都市のこと。
ジェンダー	生物学的な性別に対し、社会的・文化的につくされる性別のこと。
イノベーション	それまでになかった技術や仕組みを打ち出すことで、既存の仕組みや在り方を一変させること。
N G O	共通の目的のために行動する人々が集まった非政府組織のこと。
N P O	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
レジリエント	柔軟性や回復力があるさま。災害などに直面しても被害を最小限に抑えたり、被害を乗り越えて復活できること。
3 R	リデュース(Reduce) : <減量・最小化>ゴミを出さない、減らす リユース(Reuse) : <再利用>繰り返し使う リサイクル(Recycle) : <再生利用>再び原料に戻す

